

北海道環境影響評価条例に基づく公聴会の開催について

株式会社道北エナジーが、北海道稚内市及び豊富町で計画している次の7つの風力発電事業については、環境影響評価法に基づき、先に「環境影響評価準備書」（以下「準備書」）の縦覧を行うなど、手続が進められています。

環境影響評価法では、これらの事業について、北海道知事は環境保全の見地から意見を述べることとなっていますが、その際には北海道環境影響評価条例の規定に基づき、この準備書について道民その他の者の環境保全の見地からの意見を聴くため公聴会を開催することになっており4名の公述の申し出があったことから次のとおり、公聴会を開催することとしました。

◆公述の対象となる事業

- 1) (仮称) 増幌風力発電事業環境影響評価準備書
- 2) (仮称) 樺岡風力発電事業環境影響評価準備書
- 3) (仮称) 川西風力発電事業環境影響評価準備書
- 4) (仮称) 川南風力発電事業環境影響評価準備書
- 5) (仮称) 芦川風力発電事業環境影響評価準備書
- 6) (仮称) 豊富山風力発電事業環境影響評価準備書
- 7) (仮称) 勇知風力発電事業環境影響評価準備書

◆公聴会の日時、場所等

- 1) 日時 平成28年8月3日(水)午後6時30分から
- 2) 場所 稚内総合文化センター 美術室
(稚内市中央3丁目 電話: 0162-22-2727)
* 傍聴者収容数 おおむね50名

※ なお、当該公聴会につきましては、8月4日に豊富町定住支援センターにおいても、開催を予定していたところですが、公述人の申出がなかったことから豊富会場では実施しないことと致しました。

◆公述人

4名

◆公述の時間

公述出来る時間は1人15分以内です。

◆公聴会の傍聴

公聴会は傍聴することができます。会場への入場は先着順で、50名程度の入場が可能です。(質疑はありません)

◆問い合わせ先

北海道環境生活部環境局環境政策課環境影響評価グループ
電話011-204-5981